

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	大門・塩川ダム管理事務所
契約締結年月日	令和8年4月1日
契約者名	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 山梨支店
契約名	塩川ダム 昇降機保守点検業務委託
契約金額(税込み)	¥3,088,800 -
随意契約理由	<p>本業務は、昇降装置の点検・整備を行うものである。</p> <p>当該エレベーターは三菱電機(株)製であり、当該機器はダム用の防滴型特殊仕様であるため、装置の構造及び内容を熟知している三菱電機(株)製エレベーターのメンテナンス会社である三菱電機ビルソリューションズ(株)以外の者に業務を遂行させることは非常に困難である。</p> <p>また重要設備であるため障害が発生した場合には適切かつ迅速な対応が必要となる。</p> <p>以上の理由により本業務は、競争入札に適さないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。</p> <p>また、山梨県財務規則第137条第3項の「特別の理由」に該当するため、見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	<p><u>地方自治法施行令第167条の2第1項</u></p> <p>第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき</p> <p>第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき</p> <p>第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき</p> <p>第7号 著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>第8号 再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><u>山梨県財務規則第137条第3項</u></p> <p>随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。 (特別の理由がある場合を除く)</p>